

広島県告示第七百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社サ ン・クロー バー瀬戸田	尾道市瀬戸田 町名荷字前浜 五二二番地	ヘルパーステ ーションもの樹	尾道市瀬戸田 町名荷字大戸 五二九番地一	訪問介護	平成二二年 六月二〇日	
有限会社エ クセレント	広島市中区西 平塚町四番一 五号	ナースステ ーションエクセ レント	広島市中区西 平塚町四番一 五号	訪問看護	平成二二年 七月二〇日	
サンキ・ウ エルビイ株式 会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウ エルビイ訪問 看護ステ ーション 広島	広島市中区堺 町一丁目五番 一〇号	訪問看護	平成二二年 七月二二日	
医療法人た かまさ会	広島市東区上 温品一丁目二 四番九号	山崎病院デイ サービスセ ンター	広島市東区上 温品一丁目二 四番九号	通所介護	平成二二年 七月二二日	
有限会社西 条イン	東広島市西 条本町二番七 号	ヘルパース テーション ライフ	東広島市西 条本町二番七 号	訪問介護	平成二二年 七月二二日	